

福井市雇用奨励金のご案内

平成30年
4月1日

◆ 事業の内容 ◆

特定求職者雇用開発助成金（※注1以下特開金という）の対象となる被雇用者を、助成金受給満後も継続雇用した事業主に対して、一定期間に支払った賃金の一部を支給します。

（※注1）特定求職者雇用開発助成金 【①特定就職困難者コース（高年齢者を除く） ②被災者雇用開発コース ③発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース（難病を除く）】

◆ 対象となる事業主 ◆

①～④のすべてに該当する事業主

①福井市内に住所を有する、次の対象労働者を雇い入れ、**特開金を助成期間全てにおいて**受給したこと。

障害者、母子家庭の母等、父子家庭の父（児童扶養手当を受給している方）、東日本大震災被災者、または発達障害者

（※ 発達障害者については、平成28年7月1日以降に雇用された者より対象）

②特開金の支給対象期間終了後、1年間以上市内の事業所において対象労働者を雇用継続していること。

③福井市内に事業所を有していること。

④市税の滞納がないこと。

◆ 交付内容 ◆

交付対象期間（1年間）に支払った賃金の5分の1を支給します。ただし、以下の額を限度額とします。

・障害者、発達障害者

204,000円

・母子家庭の母等、父子家庭の父、東日本大震災被災者

144,000円

対象労働者	平成28年6月30日までに特開金を開始した者		平成28年7月1日以降に特開金を開始した者	
	対象期間	支給限度額	対象期間	支給限度額
障害者	2年間	204,000円 (2年間で、 408,000円)	1年間	204,000円
母子家庭の母等 父子家庭の父 東日本大震災被災者	1年間	144,000円	1年間	144,000円
発達障害者	—	—	1年間	204,000円

申請書はHPよりダウンロードしてください

福井市 しごと支援課

検索

(詳しい申請の流れは裏面へ)

◆ お問い合わせ・
申請先 ◆

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

福井市しごと支援課 TEL:0776-20-5321 FAX:0776-20-5738

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階

A 平成30年3月31日以前に特開金の助成対象期間が開始した場合

現行どおり

事業所 **①事前届出書の提出** 福井市

【期限】 特開金の第1期支給決定通知書の受領後すみやかに

- 【提出物】
- 福井市雇用奨励金届出書
 - 特開金の第1期支給決定通知の写し

事業所 **②交付申請** 福井市

【期限】 雇用奨励金交付対象期間満了日から**1月以内**（※交付申請期間前に、市より案内します。）

- 【提出物】
- 福井市雇用奨励金交付申請書
 - 特開金の支給決定通知の写し（最終支給期間のもの）
 - ※障害者の第2期は「福井市雇用奨励金交付決定書（第1期）」の写し
 - 出勤簿又はタイムカード
 - 対象期間の賃金明細書又は賃金台帳の写し
 - 事業所の納税証明書（市税の滞納がないことの証明）
 - 対象労働者の住民票

事業所 **③交付決定及び額の確定** 福井市

福井市雇用奨励金交付決定兼額の確定を通知します。

事業所 **④交付請求** 福井市

- 【提出物】
- 福井市雇用奨励金交付請求書

事業所 **⑤奨励金の支払い** 福井市

※場合によっては、上記の他にも必要な書類を提出していただくことがあります。

B 平成30年4月1日以降に特開金の助成対象期間が開始した場合

受給資格認定制に変更
（※資格認定のない申請は交付できません）

事業所 **①受給資格認定の申請** 福井市

【期限】 特開金の第1期支給決定通知日から**2月以内**

- 【提出物】
- 福井市雇用奨励金受給資格認定申請書
 - 特開金の第1期支給決定通知の写し

事業所 **②受給資格認定書** 福井市

申請書の審査結果により、福井市雇用奨励金受給資格の認定をします。

事業所 **③交付申請** 福井市

【期限】 雇用奨励金交付対象期間満了日から**1月以内**（※交付申請期間前に、市より案内します。）

- 【提出物】
- 福井市雇用奨励金交付申請書
 - 特開金の支給決定通知の写し（最終支給期間のもの）
 - 出勤簿又はタイムカード
 - 対象期間の賃金明細書又は賃金台帳の写し
 - 事業所の納税証明書（市税の滞納がないことの証明）
 - 対象労働者の住民票

事業所 **④交付決定及び額の確定** 福井市

福井市雇用奨励金交付決定兼額の確定を通知します。

事業所 **⑤交付請求** 福井市

- 【提出物】
- 福井市雇用奨励金交付請求書

事業所 **⑥奨励金の支払い** 福井市

【例：特開金2期分（1年間）支給（H30年4月1日以降に特開金の助成対象期間が開始）の場合】

